

入 札 説 明 書

件名：情報系パソコン配送業務

令和 7 年 5 月

新潟市総務部情報システム課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

情報系パソコン配送業務

(2) 履行の内容等

別紙仕様書のとおり

(3) 履行場所

新潟市の指定する場所

(4) 期間

令和7年7月7日 から 令和7年7月31日まで

(5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 新潟市内に本店、支店又は営業所があり、かつ、本市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者

3. 問い合わせ先

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市総務部情報システム課

電話：０２５－２２６－２４７５（直通）

ファックス：０２５－２２８－５５００

電子メール：info_sys@city.niigata.lg.jp

4. 競争入札参加申請等

- (1) 様式第２号「一般競争入札参加申請書」を令和７年６月１２日（木）午後５時までに上記３の場所に持参または郵送にて提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、市役所開庁日の午前９時から午後５時までとする。
- (2) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。
- (3) 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定し、一般競争入札参加資格確認結果通知書を随時発送する。
- (4) 申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

5. 入札保証金

新潟市契約規則第１０条第２号により、入札保証金は免除する。

6. 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所
 - ア 日時 令和７年６月１７日（火） 午前１１時３０分
 - イ 場所 上記３(1)の同所本館２階 入札室
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書について疑義がある場合は、様式第１号「質疑書」を令和７年５月２７日（火）から同年６月４日（水）午後５時までに上記３へ電子メールにより提出すること。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、様式第６号「入札書」及び様式第７号「委任状」を使

用すること。

- (9) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第3号「入札書」を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ 入札金額

エ 履行場所

オ 品名（件名）及び数量

カ 品質・規格

詳細に記載すること。ただし、「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

- (11) 入札書等及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

- (12) 入札書等は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きする。上記で示した入札書等ほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

- (13) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用すること。

- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。

- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書等の引換え、変更、取消しをすることができない。

- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

- (17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (19) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、6.（1）の入札・開札日時以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。また、下記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

- (20) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、再入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入

札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7. 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足る相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9. 契約の停止等

本契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

10. 契約保証金

新潟市契約規則第33条および物品契約等に係る履行保証事務取扱い要領の2により、契

約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、同規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

1 1. 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 2. 支払いの条件

本契約に係る代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

1 3. 契約条項

別添「契約書（案）」による。

1 4. その他

入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。